

利 用 に あ た っ て

I 2005年農林業センサスの概要

1 調査の目的

本調査は農林業に関する基礎データを作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、地域の農林業の実態を明らかにすることを目的としている。

2 調査の沿革

我が国は、昭和25年の1950年世界農業センサス以降、10年目ごとに国際条約に基づく世界農業センサス（1960年からは、林業センサスも同時に実施）を行うとともに、その中間年に我が国独自の農業センサスを実施してきた。今回センサスは後者にあたるものであるが、今回より中間年についても農林業センサスとして行われることとなった。通算して農業については12回目、林業については6回目の調査である。

3 調査の種類及び実施系統

(1) 農林業経営体調査

農林水産省－都道府県－市町村－指導員－調査員

(2) 農山村地域調査

農林水産省－地方農政局－取りまとめ統計・情報センター－統計・情報センター

※ 調査方法（農林業経営体調査）

平成17年2月1日現在を調査期日とした自計申告調査

II 本資料利用上の注意

1 調査仕様の変更について

地域における農林業の実態を総合的にとらえる見地から、これまでの世帯（農家及び林家）に着目した調査を経営に着目した調査体系に改め、従来の農業に関する三つの調査（農家調査、農家以外の農業事業体調査、農業サービス事業体調査）、林業に関する三つの調査（林家調査、林家以外の林業事業体調査、林業サービス事業体調査）が統合され、「農林業経営体調査」として一本化された。調査仕様の変更により前回調査との比較が難しい項目が多くあることに留意されたい。ただし前回センサスとの連続性を確保するため、従来の販売農家については世帯（農家）概念による統計表章を行っている。

2 数値について

① 今回公表の数値は、**概数値**であり**確定値**ではない。

なお、確定値は農林水産省が平成19年3月までに刊行物として公表する。

② 数値は、ラウンドしてあるため、総数とその内訳を合計したものが一致しない場合がある。また、説明文中の各表の増減数、増減率、構成比や統計表中の構成比等はラウンド前の原数値より算出しているため、表上の数値で算出したものと若干の差が生じる場合がある。

③ 面積の取扱いについて

農林業センサスは属人調査（属地ではない）であるため、調査対象が他の市町村又は県外に農地や山林を保有している場合、その経営耕地面積や保有山林面積はその農家や林家のある市町村の面積に計上されるので留意されたい。（市町村又は県を越えて面積のやり取りがある）

④ 表中に使用した符号は、次のとおりである。

「－」は事実のないもの

「…」は調査を欠くもの

「0」は単位に満たないもの

「△」は減少したもの

「X」は数値を秘匿したもの

（参考）

調査客体の秘密保護の観点から市町村を表章地域範囲とする場合、2客体以下については、

総客体数以外の調査項目は公表しないこととする。(プライバシーの保護のため「X」と表す)。

3 地域区分について

地域区分は次のとおりとする。

| 地 域 | 市 郡 名 |
|-------|-----------------------------------|
| 北勢地域 | 四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、桑名郡、員弁郡、三重郡 |
| 中勢地域 | 津市、松阪市、久居市、安芸郡、一志郡、多気郡 |
| 南勢地域 | 伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡 |
| 伊賀地域 | 名張市、伊賀市 |
| 東紀州地域 | 尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡 |

4 定義及び用語説明等について

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|-----------|--------|-----------|------------|---------|--------|-----------|--------|-----------|------------|----------|-----|----------|-----|--------|------|----------|-------|--------------|---------|------|--------------------------------------|
| 農 林 業 経 営 体 | <p>農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。</p> <p>ア 経営耕地面積が30アール以上の規模の農業</p> <p>イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の規模の農業</p> <table border="0"> <tr><td>①露地野菜作付面積</td><td>15 アール</td></tr> <tr><td>②施設野菜栽培面積</td><td>350 平方メートル</td></tr> <tr><td>③果樹栽培面積</td><td>10 アール</td></tr> <tr><td>④露地花き栽培面積</td><td>10 アール</td></tr> <tr><td>⑤施設花き栽培面積</td><td>250 平方メートル</td></tr> <tr><td>⑥搾乳牛飼養頭数</td><td>1 頭</td></tr> <tr><td>⑦肥育牛飼養頭数</td><td>1 頭</td></tr> <tr><td>⑧豚飼養頭数</td><td>15 頭</td></tr> <tr><td>⑨採卵鶏飼養羽数</td><td>150 羽</td></tr> <tr><td>⑩ブロイラー年間出荷羽数</td><td>1,000 羽</td></tr> <tr><td>⑪その他</td><td>調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模</td></tr> </table> <p>ウ 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ヘクタール以上の規模の林業（育林又は伐採を適切に実施するものに限る。）</p> <p>エ 農作業の受託の事業</p> <p>オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業</p> | ①露地野菜作付面積 | 15 アール | ②施設野菜栽培面積 | 350 平方メートル | ③果樹栽培面積 | 10 アール | ④露地花き栽培面積 | 10 アール | ⑤施設花き栽培面積 | 250 平方メートル | ⑥搾乳牛飼養頭数 | 1 頭 | ⑦肥育牛飼養頭数 | 1 頭 | ⑧豚飼養頭数 | 15 頭 | ⑨採卵鶏飼養羽数 | 150 羽 | ⑩ブロイラー年間出荷羽数 | 1,000 羽 | ⑪その他 | 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模 |
| ①露地野菜作付面積 | 15 アール | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②施設野菜栽培面積 | 350 平方メートル | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③果樹栽培面積 | 10 アール | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④露地花き栽培面積 | 10 アール | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤施設花き栽培面積 | 250 平方メートル | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥搾乳牛飼養頭数 | 1 頭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑦肥育牛飼養頭数 | 1 頭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑧豚飼養頭数 | 15 頭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑨採卵鶏飼養羽数 | 150 羽 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑩ブロイラー年間出荷羽数 | 1,000 羽 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑪その他 | 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

農 林 業 経 営 体

これまでの農家・林家の調査単位に加え、経営に着目した農林業経営体の調査単位で把握。

■個人経営体(農家・林家)

■法人経営体

法人の組織経営体(農事組合法人、会社等)を把握(一戸一法人も含まれる)。

■非法人の組織経営体

法人化していない組織経営体を把握。

| | |
|------------------|--|
| 農業経営体 | 上記「農林業経営体」の規定のうち、ア、イ、エのいずれかに該当する事業を行う者をいう。 |
| 個人経営体 (農家・林家) | 前頁「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう。 (一戸一法人は含まない。) |
| 法人経営体 | 前頁「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう。 (一戸一法人は含まれる。) |
| 農業経営体のうち家族経営 | 上記「農業経営体」のうち個人経営体(農家)及び法人経営体のうち一戸一法人をいう。 |
| 林業経営体 | 上記「農林業経営体」の規定のうち、ウ、オのいずれかに該当する事業を行う者をいう。 |
| 農事組合法人 | 農業協同組合法に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。 |
| 株式会社 | 商法に基づく株式会社の組織形態をとっているものをいう。 |
| 有限会社 | 有限会社法に基づく有限会社の組織形態をとっているものをいう。 |
| 合名・合資会社 | 商法に基づく合名会社と合資会社の組織形態をとっているものをいう。 |
| 相互会社 | 保険業法に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。 |
| 各種団体 (農協) | 農協、森林組合及びその他の各種団体をいう。 農業協同組合法に基づき農業協同組合、農協の連合組織(経済連等)が該当する。 |
| (森林組合) | 森林組合法に基づき、組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。 |
| (その他の各種団体) | 農業災害補償法に基づく農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当します。林業公社(第3セクター)もここに含める。 |
| 地方公共団体・財産区 | 地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。 財産区とは、地方自治法に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。 |
| 単一経営経営体 | 農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。 |
| 準単一経営経営体 | 農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。 |
| 複合経営体 | 農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の経営体をいう。 |
| 農業投下労働規模別分類 | 農業経営に投下された総労働量を標準化した値で比較するため、2000年世界農林業センサスから採用した。年間農業労働時間1,800時間(1日8時間換算で225日/人)を1単位の農業労働単位とし、農業経営に投下された総労働日数を225日で除した値により分類を行うものである。 |

| | |
|-----------|--|
| 家族経営構成別分類 | 家族経営の労働力構成、経営への家族の参画状況等を明らかにするため、家族経営構成員の世帯構成による分類として、2000年世界農林業センサスから採用した。 |
| 一世代家族経営 | 家族経営構成員が、経営主1人又は経営主夫婦等一世代で構成されるものをいう。経営主とその兄弟による経営は一世代とした。 |
| 二世世代家族経営 | 家族経営構成員が、経営主と子又は経営主と親又は経営主と孫等二世世代で構成されるものをいう。 |
| 三世世代等家族経営 | 経営主、子及び孫等三世世代で構成されるものをいう。なお、経営主のおじ、おば、いとこ等を含むものも三世世代等とした。 |
| 経営耕地面積 | 農林業経営体が経営する耕地（田、畑及び樹園地の計）の面積をいい、経営体が所有している耕地のうち貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたもの（自作地）に借りている耕地（借入耕地）を加えたものをいう。 |
| 田 | 耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地のことをいう。 |
| 畑 | 耕地のうち、田と樹園地を除いた耕地をいう。 |
| 借入耕地 | 他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。 |
| 貸付耕地 | 他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。 |
| 樹園地 | 木本性周年作物を周期的または連続的に栽培している土地で、同一種類が1a以上まとまっているもので肥培管理しているものをいう。 |
| 耕作放棄地面積 | 所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び作付けする考えのない耕地の面積をいう。 転作のため休耕している耕地で、今後作付けする考えのある耕地は含まない。 |
| 農家 | 平成17年2月1日現在で、経営耕地面積が10アール以上ある世帯、または経営耕地面積が10アール未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。 |
| 販売農家 | 経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。 なお、農家とは調査期日現在の経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10アール未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯（例外規定農家）をいう。 |
| 主副業別分類 | 農業所得と農業労働力の状況を組み合わせて農業生産の担い手農家をより鮮明に析出する農家分類として、1995年農林業センサスから採用した。 |
| 主業農家 | 農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家をいう。 |
| 準主業農家 | 農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家をいう。 |
| 副業的農家 | 65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家をいう。 |
| 農業従事者 | 満15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に農業に1日以上従事した者をいう。 |
| 農業専従者 | 調査期日前1年間に農業に150日以上従事した者をいう。 |

| | |
|----------|--|
| 農業就業人口 | 農業に主として従事した世帯員のことをいい、調査期日前1年間に「農業のみに従事した世帯員」及び「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い世帯員」のことをいう。 |
| 基幹的農業従事者 | 農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のことをいう。 |
| 専業農家 | 世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に30日以上雇用兼業に従事した者又は調査期日前1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者）が1人もいない農家をいう。 |
| 兼業農家 | 世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。 |
| 第1種兼業農家 | 農業所得を主とする兼業農家をいう。 |
| 第2種兼業農家 | 農業所得を従とする兼業農家をいう。 |
| 自給的農家 | 経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売金額が調査期日前1年間で50万円未満である農家をいう。 |
| 土地持ち非農家 | 農家以外で耕地又は耕作放棄地を5アール以上所有している世帯をいう。 |
| 山林 | 用材、薪炭材、竹材その他の林産物を集団的に生育させるために用いる土地をいい、台帳地目にかかわらず現況によった。したがって、樹木が生えていても樹園地及び庭園は山林から除いた。 |
| 保有山林 | 所有山林のうち他に貸し付けている山林などを除いたものに他から借りている山林などを加えたものをいう。 |
| 林産物の販売 | 保有山林から生産された林産物（用材、ほだ木用原木、林野特産物をいい、買山からの素材、栽培きのご類、林業用苗木などは除く。）について過去1年間に販売（自家消費に仕向けたものを含む。）したものをいう。 |
| 植林 | 山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地へ苗木を植えたり、種子をまいたり、さし木をしたりする作業をいうが、植林の地ごしらえ、苗木運搬など一連の作業もすべて含む。 |
| 下刈りなど | 林木の健全な育成のために行う下刈り作業と除伐、つる刈り、枝打ち、雪起こしなど間伐以外の保育作業をいう。 |
| 間伐 | 除伐後に行う作業で森林を健全に成長させるため、劣性木、不要木を抜き切りすることをいう。 |
| 主伐 | 一定の林齢に生育した林木を、用材等で販売するために行う除伐・間伐以外の伐採をいう。 なお、立木のまま販売したものは含まない。 |

Ⅲ 問合わせ先

この報告書に掲載した項目及び紙面の都合により掲載できなかった項目についての問合わせ先は次のとおりです。

三重県総合企画局統計調査室 農水・商工統計グループ
〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁2階
TEL 059-224-2052 E-mail:tokei@pref.mie.jp